

九州大学学内共通利用施設規則

平成16年度九大規則第60号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年11月21日
(令和5年度九大規則第21号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学（以下「本学」という。）における学内の共通利用施設（以下「施設」という。）の管理等に関し全学的な共通事項を定めるものとする。

(名称及び目的)

第2条 施設の名称及び目的は、別表第1のとおりとする。

(管理運用区分)

第3条 施設の管理運用は、次に掲げる区分（以下「管理運用区分」という。）により行うものとする。

- (1) 公募により使用を決定する範囲
- (2) 全学的研究戦略に基づき管理運用する範囲
- (3) 部局等において管理運用する範囲

2 前項各号の管理運用区分は、施設ごとに別表第2のとおりとする。

3 前項の各施設の管理運用区分は、次条に定める総括責任者が必要と認めた場合、変更することができる。

(総括責任者)

第3条の2 施設の管理運用区分、使用の許可その他管理運営について総括させるため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 各施設に、管理責任者を置き、総長が指名する副学長、副理事又は部局長をもって充てる。

2 管理責任者は、当該施設の管理に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に該当する部分（以下「共通部分」という。）における研究活動に関する事項については、総括責任者が調査審議する。

2 次の表の左欄に掲げる施設における研究活動に関する具体的事項については、同表の中欄に掲げる委員会において調査審議するものとし、当該委員会の組織等については、同表の右欄に掲げる規則等の定めるところによる。

左 欄	中 欄	右 欄
次世代燃料電池産学連携研究施設	次世代燃料電池産学連携研究施設管理運営委員会	次世代燃料電池産学連携研究施設規程
工学系総合研究棟	工学系総合研究棟管理運営委員会	九州大学工学系総合研究棟規程

(使用資格)

第6条 共通部分を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 施設の目的に沿った教育研究活動を行う者
- (2) 研究遂行上、総括責任者が必要と認めた者

(使用の許可)

第7条 共通部分を使用しようとする代表者は、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。

2 管理責任者は、共通部分の使用の許可に当たっては、総括責任者の承認を受けなければならない。

い。

3 前項の使用許可についての審議は、使用目的、使用内容その他総括責任者が定める資料により行うものとする。

(使用の許可内容の変更)

第8条 共通部分の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、当該使用の途中において、前条の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に当たっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(使用期間)

第9条 共通部分の使用期間は、原則1年間とし、共通部分ごとの使用目的により延長する場合は、1年ごとに更新し、3年を限度とする。ただし、総括責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、所定の手続により、その許可を受けなければならない。

3 前項の許可に当たっては、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、総括責任者が行う使用許可についての審議には、第12条に規定する活動成果を主たる資料として加えるものとする。

(禁止する実験等)

第10条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項又は第5項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験

(2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験

(3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験

(4) その他管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等

2 前項の規定(前項第4号の規定を除く。)にかかわらず、総括責任者の承認を得て、管理責任者が必要と認めた場合は、使用者は、施設において、当該実験等を実施することができる。

(適正使用)

第11条 使用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、使用者が、この規則等及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、所定の手続により当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、当該共通部分からの退去を命ずるものとする。

(活動成果の報告)

第12条 使用者は、使用期間満了時に、所定の手続により、共通部分において行った活動成果を管理責任者を経て、総括責任者に報告しなければならない。

(光熱水料等)

第13条 使用者は、共通部分において使用した光熱水料及び使用料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料及び使用料の額、徴収方法等については、別に定める。

(使用の終了等)

第14条 使用者は、共通部分の使用が終了したとき、又は第11条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(維持管理費)

第15条の2 共通部分及び廊下等の共用部分の維持管理にかかる経費は、共通部分の使用料の収

入をもって賄うものとする。

(事務)

第16条 次の表の左欄に掲げる施設の管理に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、同表の右欄に掲げる課若しくは室又は部局事務部において処理する。

左 欄	右 欄
次世代燃料電池産学連携研究施設	研究・産学官連携推進部研究企画課
工学系総合研究棟	工学部等事務部

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、各施設の使用等に関し必要な事項は、規程等で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第186号)

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第233号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第28号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第86号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第71号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第23号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第68号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第21号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第4号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第54号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第147号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第9号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第109号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第20号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第27号)

この規則は、平成24年11月7日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第83号)

この規則は、平成25年3月25日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第4号)

この規則は、平成25年5月8日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第82号）

この規則は、平成26年2月27日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第54号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第118号）

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第5条第3項の表、第16条の表、別表第1及び別表第2から最先端有機光エレクトロニクス研究棟の項を削る改正規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、別表第2の伊都キャンパス全学共用スペースに係る管理運用区分を変更する改正規定は、平成27年3月12日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第19号）

この規則は、平成27年10月1日から施行し、第5条第2項の表中の産学連携センターに係る改正規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、第5条第2項の表、第16条の表、別表第1及び別表第2の産学連携棟Ⅰ及びⅡの項を削る改正規定は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第80号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第7号）

この規則は、平成28年6月10日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第56号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第143号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第85号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第81号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第113号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第36号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第10号）

この規則は、令和4年7月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年度九大規則第21号）

この規則は、令和5年11月21日から施行し、令和5年9月13日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

名 称	目 的
次世代燃料電池産学連携研究施設	次世代型燃料電池の開発及び早期実用化に向けた本学と関連企業との産学連携研究の拠点を目指して、研究開発を促進する。
工学系総合研究棟	工学系領域において、組織の枠を越えて学内外の広範な研究者の参加による学際的、先端的又は独創的な研究・教育に関する取組を効率的かつ円滑に進めること。

別表第2 (第3条関係)

名 称	第3条第1項第1号の管理運用区分 (公募により使用を決定する範囲)	第3条第1項第2号の管理運用区分 (全学的研究戦略に基づき管理運用する範囲)	第3条第1項第3号の管理運用区分 (部局等において管理運用する範囲)
次世代燃料電池産学 連携研究施設	B101号室 B102号室 B103号室 B104号室 B105号室 B106号室 B107号室 104号室 108号室 111号室 112号室 113号室 114号室 115号室 206号室 207号室 208号室 218号室 221号室 222号室 223号室 224号室 225号室 307号室 308号室 309号室 310号室		101号室 102号室 103号室 107号室 109号室 110号室 204号室 205号室 219号室 220号室 226号室 409号室 410号室 429号室 430号室

	3 1 1 号室 3 2 6 号室 3 2 7 号室 3 2 8 号室 3 2 9 号室 3 3 0 号室 3 3 1 号室 3 3 2 号室 3 3 3 号室 3 3 4 号室 3 3 5 号室 3 3 6 号室 3 3 7 号室 4 0 6 号室 4 0 7 号室 4 0 8 号室 4 2 3 号室 4 2 4 号室 4 2 5 号室 4 2 6 号室 4 2 7 号室 4 2 8 号室 4 3 1 号室 4 3 2 号室 4 3 3 号室 4 3 4 号室		
工学系総合研究棟	1 0 1 号室		1 0 2 号室 1 0 3 号室 1 0 4 号室 1 0 5 号室 2 0 1 号室 2 0 2 号室 2 0 3 号室 2 0 4 号室 2 0 5 号室 2 0 6 号室 2 0 7 号室 2 0 8 号室 3 0 1 号室 3 0 2 号室 3 0 3 号室 3 0 4 号室 3 0 6 号室 3 0 7 号室 3 0 8 号室